

# 第14回教育委員会会議

令和6年8月27日  
午後3時30分  
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第87号

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

1 委嘱

令和6年9月9日付けをもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
別紙委員名簿のとおり				

2 説明

令和6年9月8日付けで任期満了となる委員の後任として、臼田利之氏、大鳥真寛氏、小西恵美氏、多田龍弘氏、谷田京子氏、徳永加代氏、山上直子氏を新たに委嘱する。その他の委員については再委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条第1項の規定により、令和6年9月9日から令和8年9月8日までの2年間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿 (案)

(50音順)

委員を委嘱する者

太字は新規委嘱

(網掛けは再委嘱)

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会 評議員	教育委員会が 適当と認める者	令和6年9月9日 ～ 令和8年9月8日	再委嘱
白田 利之	大阪経済大学 経済学部 准教授	学識経験のある者		新規 委嘱
大鳥 真寛	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
片山 紀子	京都教育大学大学院連合教職 実践研究科 教授	学識経験のある者		再委嘱
高坂 佳詩子	弁護士	学識経験のある者		再委嘱
小西 恵美	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
多田 龍弘	大阪市地域振興会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職 実践研究科 准教授	学識経験のある者		再委嘱
谷田 京子	大阪市地域女性団体協議会 書記	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
徳永 加代	帝塚山大学教育学部こども教 育学科 教授	学識経験のある者		新規 委嘱
山上 直子	産経新聞大阪本社 論説委員	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
中西 啓喜	桃山学院大学 社会学部社会学科 准教授	学識経験のある者		再委嘱
山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境 学研究科 教授	学識経験のある者		再委嘱

(参考)

任期満了となる者

氏名	役職名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条に よる区分	任期
植松 利晴	帝塚山大学教育学部 こども教育学科 講師	学識経験のある者	令和4年9月9日 ～ 令和6年9月8日
柏村 貴一郎	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者	
喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者	
木村 さやか	産経新聞大阪本社 論説委員	教育委員会が 適当と認める者	
久保 朋子	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者	
越村 市二	大阪市地域振興会 副会長	教育委員会が 適当と認める者	
西野 雄一郎	大阪公立大学大学院工学研究科 講師	学識経験のある者	

## 委員の略歴

- 白田 利之（うすだ としゆき）氏
  - 〈現職〉大阪経済大学経済学部准教授
  - 〈主な略歴〉
    - 地方自治体職員
    - 都市住宅研究センター研究員
    - 大阪市立大学大学院客員研究員
  
- 大鳥 真寛（おおとり まさひろ）氏
  - 〈現職〉大阪市PTA協議会副会長
  - 〈主な略歴〉
    - 常盤小学校PTA会長
    - 文の里中学校PTA会長
    - 阿倍野区PTA協議会会長
  
- 小西 恵美（こにし めぐみ）氏
  - 〈現職〉大阪市PTA協議会副会長
  - 〈主な略歴〉
    - 桃谷中学校PTA書記
    - 生野区PTA協議会副会長
  
- 多田 龍弘（ただ たつひろ）氏
  - 〈現職〉大阪市地域振興会副会長
  - 〈主な略歴〉
    - 生野区地域振興会会長
    - 生野区社会福祉協議会会長
  
- 谷田 京子（たにだ きょうこ）氏
  - 〈現職〉大阪市地域女性団体協議会書記
  - 〈主な略歴〉
    - 大正区地域女性団体協議会会長
    - 大正区地域振興会連合会女性部長
    - 社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会副会長
    - 大阪市地域包括支援センター運営協議会委員

○ 徳永 加代（とくなが かよ）氏

〈 現職 〉 帝塚山大学教育学部こども教育学科教授

〈 主な略歴 〉

堺市立中学校教諭

堺市教育委員会教育センター指導主事

堺市立小学校教頭

堺市立中学校教頭

堺市立小学校校長

帝塚山大学教育学部こども教育学科准教授

○ 山上 直子（やまがみ なおこ）氏

〈 現職 〉 産経新聞大阪本社論説委員・編集局編集委員

〈 主な略歴 〉

大阪新聞社 経済部、報道部

産経新聞京都総局

大阪本社文化部次長、文化部編集委員

論説委員、編集局編集委員

大阪特派員兼務

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

改正 平成25年3月29日(教)規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日(教)規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28年4月1日 条例第35号

最近改正 令和4年3月2日 条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和53年5月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月27日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和4年3月2日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。